

# 商業施設連携型パークアンドライド導入可能性調査・実証支援業務 仕様書

## 1 業務名

商業施設連携型パークアンドライド導入可能性調査・支援業務

## 2 業務の目的

本業務は、鉄道駅やバス停付近に立地する商業施設等をパークアンドライドの拠点（駐車場や駐輪場、待合所等）として活用し、自家用車から公共交通機関への利用転換につなげるため、導入に係る課題整理、実証候補地の抽出、実証事業の実施や効果分析などを行い、他地域への横展開を見据えた導入モデルを確立することを目的とする。

## 3 業務履行期間

契約締結の日から 2027 年（令和 9 年）3 月 31 日まで

## 4 業務場所

受注者の所在地及び福山市が指定する場所

## 5 業務内容

### (1) 業務計画の策定・準備

受注者は、以下を記載した業務計画書を作成し、本市の承認を得ること。

- (ア) 業務実施体制
- (イ) 業務実施工程
- (ウ) 調査及び分析手法・方針
- (エ) 実証結果の検証手法・方針

### (2) 導入パターンの設定

ア 導入パターンの設定に当たり、市内の交通特性や公共交通運行状況、商業施設等の立地状況など、必要な本市の現状を整理すること。

イ パークアンドライド導入による公共交通利用への転換が見込まれる条件について、次の内容等を参考に整理すること。

- (ア) 公共交通の利便性に関する条件
- (イ) 駐車場及び駐輪場の確保に関する条件
- (ウ) 乗り継ぎ利便性に関する条件
- (エ) 需要に関する条件

ウ イを踏まえ、導入が想定されるパークアンドライドのパターンを複数提案し、本市の承認を得ること。なお、それぞれ異なる交通条件、立地条件及び需要特性を有するものでパターンを設定し、その設定理由を合わせて整理すること。

### (3) パターン別適地抽出基準の策定

各導入パターンについて、対象路線及び候補地を選定するための抽出基準を次の内容等を踏まえて策定すること。なお、本基準は、今後のパークアンドライドの導入及び他地域への横展開を見据えたものとして活用できるよう、考え方を含めて整理すること。

ア 評価項目の設定

イ 利用可能なデータや地域特性を踏まえた評価方法の設定

ウ 評価項目ごとの評価結果を総合的に判断するための考え方の整理

### (4) 対象路線及び候補地の評価・抽出

(3)で策定した抽出基準に基づき、候補地と対象路線の組み合わせについて評価し、(2)ウで設定した導入パターンごとに抽出すること。併せて、評価内容、評価理由、想定される課題及びその発生要因を整理すること。

### (5) 商業施設等への意向調査及び実証候補地の絞り込み

ア 商業施設等への意向調査

(ア) (4)で抽出した候補地について、パークアンドライド導入に関する意向をヒアリング等により確認すること。

(イ) 調査にあたっては、次の事項などを整理すること。

- ・ 実証の可否
- ・ 条件（利用可能時間帯、台数、料金設定の考え方等）
- ・ 想定される課題（防犯、事故責任、既存利用への影響等）
- ・ 課題に対する対応の方向性や考え方

イ 実証候補地の絞り込み

(ア) 商業施設等への意向調査による結果を踏まえ、実証候補地を合計10か所程度抽出すること。併せて、(4)で評価した内容に実証事業の実施可能性及び今後の他地域への横展開の可能性等を加えて、実証候補地ごとに評価内容、評価理由、想定される課題等を整理すること。

(イ) 抽出に当たっては、設定した導入パターンごとの特徴や検証の必要性を踏まえ、特定の導入パターンに偏らないよう考慮すること。

### (6) アンケートの実施・効果分析

ア アンケート調査

市と連携して実証事業を実施し、実証期間中、利用者に対してアンケート調査又はモニター調査を実施すること。調査項目については、今後のパークアンドライドの導入及び他地域への横展開を見据えたものとし、市と調整の上、決定すること。

イ 効果分析

アンケート調査等の結果を集計・分析し、成果と課題を整理すること。課題につ

いては発生要因をデータに基づき分析し、今後のパークアンドライドの導入に向けた改善の方向性等を整理すること。

(7) 報告書及び引継書の作成

次の内容を含む報告書及び次年度以降の事業展開に向けた引継書を作成すること。

ア 報告書

- (ア) 現状把握及び条件の抽出結果
- (イ) 導入パターン内容及び設定理由
- (ウ) 候補地の抽出及び評価結果（一覧形式を含む）
- (エ) 商業施設意向調査結果
- (オ) アンケート調査結果
- (カ) 効果分析結果（利用実態、行動変容の兆し等）
- (キ) 実証結果を踏まえた課題
- (ク) 各課題の発生要因の分析
- (ケ) 今後の導入に向けた改善の方向性

イ 引継書

次年度以降の事業化を見据え、以下を整理すること。

- (ア) 実証結果を踏まえた導入モデル
- (イ) 導入に適する条件
- (ウ) 候補地選定の考え方
- (エ) 事業化にあたっての課題
- (オ) 今後の検討事項
- (カ) 将来的な民間主体による運営を見据えた運営スキーム（想定される運営主体、官民の役割分担、費用負担、運営上の課題等）
- (キ) 導入から事業化までの流れを整理した導入フロー

## 6 納入物件等

(1) 本業務の納入物件等は次のとおりとする。

ア 業務計画書：電子データ（PDF）

イ 報告書：電子データ（PDF 及び編集可能な形式）

ウ 次年度以降の事業展開に向けた引継書（導入フローを含む）：電子データ（PDF 及び編集可能な形式）

エ 各種調査データ一式（ヒアリングシート、アンケート結果、分析データ等を含む）※電子データは、市において二次利用可能な形式（Excel 等）で提出すること。

(2) 中間報告

ア 受注者は、業務の進捗に応じて中間報告を行うこと。中間報告の時期及び内容は市と協議の上決定するが、少なくとも以下の段階で実施すること。

(ア) 現状把握及び導入パターン整理時点

(イ) 候補地抽出・選定時点

イ 中間報告においては、分析結果、課題及び今後の進め方を整理した資料を提出すること。

(3) 納入先は福山市建設局都市部都市交通課とする。

(4) 納入期限は受注者及び市が協議の上決定する。

## 7 その他

(1) 業務の中止・変更

大規模災害の発生や不測の事態、または発注者の判断により、業務の一部または全部を中止もしくは変更することがある。その際は、発注者と受注者で協議のうえ、それまでの履行実績に基づき支払額を決定するものとする。

(2) 協議

本業務の履行に当たっては、契約約款及び本仕様書に基づき実施すること。不明な点や改善の必要性がある場合、または執行上の疑義が生じた場合は、その都度発注者と受注者で協議し、決定するものとする。

(3) 業務体制の維持

本業務の従事者を変更する場合は、速やかに発注者の承認を得ること。交代時には業務の引き継ぎを綿密に行い、履行の品質やスケジュールに支障をきたさない体制を確保すること。

(4) 関連法令の遵守

本業務の実施に当たっては、道路交通法、駐車場法、都市計画法等の関連法令を遵守すること。

(5) 著作権の帰属及び権利の不行使

本業務を通じて作成された成果物（報告書、図面、データ等）に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）は、発注者に帰属するものとする。受注者は、本成果物に関して著作者人格権を行使しないものとし、制作に関与した第三者（再委託先等）についても同様の措置を講じるものとする。

(6) 再委託

受注者は、受託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、専門的な知見を要する分析や調査など、業務を効率的に行う上で必要と認められる一部の業務については、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合に限り、再委託することができる。

(7) 個人情報の保護

受注者が本業務の遂行（アンケートやヒアリング等）にあたって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び本市の個人情報保護に関する条例・規定を遵守し、漏洩等のないよう適切な措置を講じること。

(8) 機密の保持

受注者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的外に利用、または第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。本業務終了後及び契約解除後も同様とする。

(9) 貸与資料の管理

発注者は、本業務を実施する上で必要な資料（交通量データ、地図情報等）を受注者に貸与する。受注者は、貸与された資料を善良な管理者の注意をもって管理し、業務完了後または発注者の指示があった場合は速やかに返却または破棄すること。